

**仙台市通所型短期集中予防サービス事業  
委託事業者募集要領**

令和3年3月

仙 台 市

## 仙台市通所型短期集中予防サービス事業委託事業者募集要領

### 1 募集の趣旨

仙台市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型短期集中予防サービス事業の業務を効率的かつ効果的に実施するため、単に「価格」による競争ではなく、通所型短期集中予防サービスの役割への理解、専門的な技術や知識、経験等を加味する必要があるため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、公募を行う。

### 2 委託業務概要

#### (1) 委託業務内容

ア モデル事業 「仙台市通所型短期集中予防サービス（モデル事業）業務委託実施仕様書」参照

イ 元気応援教室「仙台市通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）業務委託実施仕様書」参照

#### (2) 委託契約期間 令和 3 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### 3 募集事業所数

(1) モデル事業 全市で 3 事業所

(2) 元気応援教室 全市で 21 事業所

※各区における委託予定事業所数は以下のとおり。

（青葉区：7 事業所、宮城野区 4 事業所、若林区 3 事業所、太白区 6 事業所、泉区 4 事業所 程度）

※同一法人が複数の事業所において応募する場合には、実施事業所ごとに応募を受け付ける。

### 4 応募資格

#### (1) 法人であること（法人格を有していること）

複数の法人により構成されたグループによる応募は認めない。

#### (2) 法人又はその代表者が次の者に該当しないこと

- ・法律行為を行う能力を有しない者
- ・破産者で復権を得ない者
- ・地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む）の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- ・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等による手続きをしている法人
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人
- ・本市における通所型短期集中予防サービスの実施事業所選定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ・法人市民税（仙台市）並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

※関係法令は p.6【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令を参照

(3) 事業を実施する建物に係る所有権、賃借権その他の使用権原（予約によるものを含む。）を有していることが前提であり、応募者が当該使用権原を有することを疎明しないときは、設備に関する基準を満たさないものとする。

(4) 市内の中学校区のうち一以上の区域について送迎を実施することができること

※なお、仙台市教育委員会のホームページより、地名から中学校区を検索することができる。

<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kanren/kensaku/index.html>

## 5 人員基準・設備基準

(1) モデル事業 「仙台市通所型短期集中予防サービス（モデル事業）業務委託実施仕様書」参照

(2) 元気応援教室「仙台市通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）業務委託実施仕様書」参照

## 6 審査方法

(1) 審査の内容・配点

### ア モデル事業

審査	内容	配点
第一次審査（書類審査）	応募書類から事業所の状況、実施体制、及び本サービス提供に当たっての基本方針等について審査	100
第二次審査（企画提案審査）	10分以内のプレゼンテーションにより、利用者の生活の視点に立った支援方法や、利用者本人を取り巻く環境への支援を行う手法等について審査	100

1 モデル事業の募集事業所数（3事業所）を上回る応募があった場合、第一次審査において書類審査を行い、得点の高い上位6事業所を選定した上で、第二次審査において企画提案審査を実施する。第二次審査の詳細については（3）参照。

2 第一次審査と第二次審査の合計得点が高い3事業所をモデル事業委託予定事業所として選定する。

3 第一次審査、もしくは第二次審査において一定の合格基準に達しない場合は、上位評価事業所であっても委託予定事業所として選定しない。また、応募事業所数が募集事業所数に達しない状況であっても、第一次審査において一定の合格基準に達しない場合は同様の扱いとする。

### イ 元気応援教室

審査	内容	配点
書類審査	応募書類から事業所の状況、実施体制、及び本サービス提供に当たっての基本方針等について審査	100

1 （2）審査基準に基づき評価を行う。なお、選定にあたっては、①得点、②同一及び近隣圏域内における委託予定事業所数の状況、③送迎エリア等を踏まえて総合的に判断する。

2 書類審査を実施した結果、一定の合格基準に達しない場合は、上位評価事業所であっても委託予定事業所として選定しない。また、応募事業所数が募集事業所数に達しない状況であっても、同様の扱いとする。

## (2) 審査基準

審査にあたっては、以下の審査基準を基に通所型短期集中予防サービスを運営する能力を総合的に評価する。なお、総合評価の判断基準として点数制を採用する。

### ア 事業者の状況及び実施体制 (30点)

応募事業者における事業実績、実施施設の設備、安全管理面、財務状況等について審査を行う。

### イ 基本方針 (30点)

通所型短期集中予防サービス運営にあたっての基本方針、地域包括ケアシステムへの理解、地域や関係機関との連携等の考え方についての審査を行う。

### ウ プログラム内容等 (40点)

提供プログラムについて、中心となる担当者の資格及び実務経験、従事者の確保状況、具体的な実施内容、参加者が継続して介護予防に取り組むための工夫等についての審査を行う。

## (3) モデル事業の第二次審査（企画提案審査）について

ア 日 時 令和3年5月26日（水）を予定

イ 場 所 仙台市役所上杉分庁舎を予定

※日時、場所の詳細については、該当者に別途通知する。

ウ 発表時間 1事業所につき10分以内のプレゼンテーションの後、5分程度質疑応答を行う。

エ 発表者 当日の発表者は1事業所あたり3名以内とし、その全員が当該事業所の雇用する従業員とする。

オ 資料・機材等 事務局は、PC、マウス、電源、スクリーン及びプロジェクターのみ用意するため、その他、説明に必要な資料、データ、及び機材等は当該事業所が準備すること。

カ 結果通知 令和3年6月2日（水）以降に第二次審査結果を全事業所に通知するとともに、選定された事業所については本市のホームページにおいて公表する。

キ 留意事項 本市の内部手続きを経て委託事業所として決定されるため、第二次審査結果の通知をもって本事業に係る業務委託契約を約するものではない。

## 7 応募方法

(1) 提出期間 令和3年4月14日（水）から4月30日（金）午後5時15分まで（必着）

(2) 提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課  
仙台市青葉区上杉一丁目5番12号 上杉分庁舎9階

(3) 提出方法 持参（開庁時間内のみ）、または郵送（郵便、宅急便等）のいずれかの方法により提出すること。なお、郵送の場合、上記提出期間内に提出先へ到達するよう留意すること。

(4) 提出書類 「仙台市通所型短期集中予防サービス事業委託事業者応募書類」参照

(5) 留意事項 応募にあたっては2（1）で示すいずれかの事業、もしくはその両方を選択して申込みを行うこと。なお、両方の事業の申込みを行い、それぞれ上位評価事業所となった場合は、優先的にモデル事業の委託予定事業所として扱う。一方で、両方の事業の申込みを行ったが、モデル事業委託予定事業所に選定されなかった場合は、元気応援教室応募事業所として審査を行う。

## 8 選定結果の通知等

発表日時			通知・公表
モデル事業	第一次審査（書類審査）	令和3年5月19日（水）	文書にて通知
	第二次審査（企画提案審査）	令和3年6月2日（水）	文書にて通知、HP公表
元気応援教室	書類審査	令和3年6月2日（水）	文書にて通知、HP公表

- それぞれの審査結果については応募事業所全てに通知を郵送する。発表後4日経っても届かない場合は事務局に照会すること。
- 応募資格を満たしていない場合又は応募書類等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、審査に合格したとしても委託予定事業所の資格を失うことがある。

## 9 開示請求の受付

応募事業所は自らの選考結果について、仙台市個人情報保護条例により、事務局に対して口頭で開示請求することができる。

- 開示内容 応募事業所自らの総合得点及び順位
- 開示期間 令和3年6月2日（水）から6月9日（水）午後5時15分まで
- 申込方法 開示請求を行う事業所が、当該事業所の職員であることを証明するもの（職員証等）を持参の上、開庁時間内に事務局へ口頭により申し出ること。

## 10 契約

- 委託予定事業所となった者とは、令和3年7月1日に業務委託契約を締結する。
- 委託予定事業所は、「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、個人情報の管理について必要な研修を受講するとともに、内部手続に協力すること。
- 仕様書に定めのない事項、もしくは仕様書について解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

## 11 業務委託料

- モデル事業 最大2,838千円（年間）  
（内訳：固定費 1,218千円、支援事業費 最大1,620千円（1人あたり月額36千円×45名分））
- 元気応援教室 最大1,800千円（年間）  
（内訳：固定費 1,000千円、支援事業費 最大800千円（1人あたり月額25千円×32名分））
- 留意事項（固定費について）

固定費は、本事業に係る人件費及び物件費（備品費、消耗品費、保険料、通信費、会場使用料、光熱水道費、送迎費等）相当分の費用として支出する。そのため、本事業の実施に関わらない他の事業に必要な物品を購入するため等の目的により固定費を活用することを認めない。

また、固定費は、上記金額を上限額としたうえで、応募事業所は科目ごとに必要額を算定し、見積書を本市に応募書類として提出する。契約締結後は、見積金額に準じた固定費を本市より支出する。

## 12 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は応募者の負担とする。
- (2) 審査を行う構成員、応募事業所名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された応募書類は返却しない。
- (4) 応募書類提出後、応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで報告すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いを行わない。

## 13 質問書の受付

本募集要領、仕様書及び応募書類の内容に不明な点がある場合は、事務局へ質問書を提出することにより確認することができる。

- (1) 提出期間 令和3年3月25日(木)から4月7日(水)午後5時15分まで(必着)
- (2) 提出先 仙台市役所 健康福祉局 保険高齢部 地域包括ケア推進課  
FAX 022-214-8980 E-Mail fuk005140@city.sendai.jp
- (3) 提出方法 質問書(様式第14号)を用いてFAXまたは電子メールのいずれかの方法により提出すること。
- (4) 回答方法 令和3年4月14日(水)以降に本市ホームページに質問内容への回答を公表する。
- (5) 留意事項 電話等による質問は一切受け付けない。

## 14 スケジュール

募集要領等の公表(※1)	公 表 令和3年3月中旬
応募希望事業所向け説明会(※2)	日 時 令和3年3月24日(水)
	場 所 オンワード樫山ビル10階
募集要領等に対する 質問受付期間及び回答日	質問期間 令和3年3月25日(木)から同年4月7日(水)
	回 答 日 令和3年4月14日(水)
応募書類受付期間	受付期間 令和3年4月15日(木)から同年4月30日(金)
第一次審査結果の通知(※3)	通 知 令和3年5月19日(水)
第二次審査の実施(※3)	日 時 令和3年5月26日(水)
最終審査結果の通知、公表(※1)	通知・公表 令和3年6月2日(水)

(※1) 募集要領等及び委託事業所の公表は、本市ホームページにて行う。

(※2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、説明会の開催方法、開催場所等が変更になる場合があるため、詳細については必ず本市ホームページを確認すること。

(※3) 第一次審査結果の通知及び第二次審査の実施は、モデル事業を希望する事業所に限り実施する。なお、第二次審査は第一次審査の結果、得点上位6事業所のみ実施する。

**【参考】「応募事業者の参加資格」関係法令**

**地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）**

**第 167 条の 4**

- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくして契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

**地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）**

**第 92 条の 2** 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

**第 142 条** 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

**第 180 条の 5**

6 普通地方公共団体の委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員は、当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）**

**第 2 条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

